

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号

/

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>給料支払明細書 平成31年4月29日</p>		
<p>■■■■ 殿</p>		
支給額	基本給	¥175,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥195,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥585
	所得税	
	合計	¥585
差引支給額		¥194,415
事業所名 おおいた維新の会		●

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 4月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

あん分による政務活動費の充当額 (97,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■		
連絡先	■■■■■	緊急時 連絡先	■■■■■

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日
就業場所	大分県佐伯市中村南町10-16
業務内容	政務活動補助
就業時間	午前 8 時 0 分 ~ 午後 5 時 0 分 内実働4時間
休 日	日祝日、年始年末
給与（賃金）	月給 基本給 175,000 通勤手当 20,000
給与支払方法	当月 末 日 支 払 （ 末 日 締 切 ）
給与振込先	■■■■■ 銀行 ■■■■■ 支店 ■■■■■ 口座番号 ■■■■■

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

雇用者 会 派 名

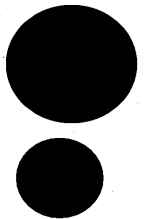
おおいた維新の会

代 表 者 名

桑原 宏史

被雇用者 氏 名

■■■■■



整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥20,603-	内
		消費税等

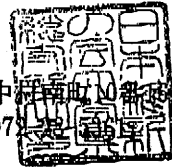
但 電気料金 4月分案分として

2019年 4 月 29 日

おおいた維新の会

〒876-0854 大分県佐伯市中原町10番5号

上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

電気料金
4月分案分として

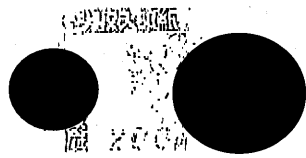
あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)



契約書

日本維新の会大分県総支部、おおいた維新の会（以下、「甲」という）と、大分県議会会派、おおいた維新の会（以下、「乙」という）は以下のように事務所の共有に関し契約を締結した。

- 1条 甲は、自己の事務所（所在地：大分県佐伯市中村南町10番16号）に関し、事務所機能の概ね二分の一を乙に使用させる事を承諾した。
- 2条 甲は、事務所運営の経費の内、物件賃貸料、水道光熱費、電話料金、コピーリース及びトナー代金につき、毎月締めにてその二分の一を乙に請求し、乙はこれを速やかに支払うこととする。
- 3条 事務所物件の修繕等、機能維持に係る経費は甲の負担とする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成29年4月1日

(甲) 大分県佐伯市中村南町10番16号
おおいた維新の会 (大分県議会会派)
代表 河野正

(乙) 大分県佐伯市中村南町10番16号
おおいた維新の会 (大分県議会会派)
代表 桑原宏

建物賃貸借契約書

~~(住居用)~~

物件名

平成 25年 10月 26日

賃貸人 佐伯九石販売有限公司 殿

日本維新の会 大分県総支部

賃借人 代表 桑原宏史 殿



社団法人

大分県宅地建物取引業協会

((社)大分県宅地建物取引業協会会員専用)



平成26年7月31日の日本維新の会解党を受けて、平成26年8月1日より維新の党が結党されたことにより、同日より維新の党大分県総支部が、本契約の当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。

平成26年8月1日

甲 大分県佐伯市新女島6805の1
佐伯九石販売株式会社
代表取締役 稲生八千代

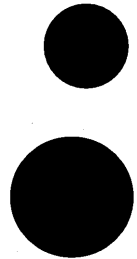
乙 大分県佐伯市中村南町10番16号
維新の党 大分県総支部
代表 桑原宏史

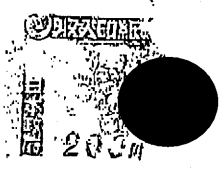
平成27年12月31日の維新の党大分県総支部の解散を受け、平成28年1月1日より、政治団体、政治改革を期待する市民の会（代表：桑原宏史）が本契約の当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。また、対象物件の所有者が変更した事に伴い [Redacted] が当事者（賃借人）を引き継ぐこととする。

平成28年1月1日

甲 [Redacted]

乙 大分県佐伯市中村北町5番10号
政治改革を期待する市民の会
代表 桑原宏史





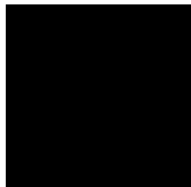
平成 28 年 6 月 13 日のおおいた維新の会(おおさか維新の会大分県総支部)の設立を受け、同日よりおおいた維新の会が本契約の当事者(賃借人)を引き継ぐこととする。

平成 28 年 6 月 13 日

甲



乙(旧) 大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
政治改革を期待する市民の会
代表 桑原宏史



乙(新) 大分県佐伯市中村南 10 番 16 号
おおいた維新の会(おおさか維新の会大分県総支部)
代表 河野正美



乙の連帯保証人

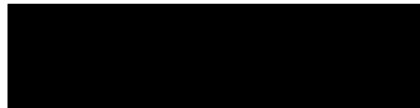
大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
桑原宏史



平成 28 年 8 月 23 日、おおさか維新の会から日本維新の会への党名変更を受けて、同日よりおおいた維新の会（日本維新の会大分県総支部）が本契約の当事者（貸貸人）を引き継ぐこととする。

平成 28 年 8 月 23 日

甲



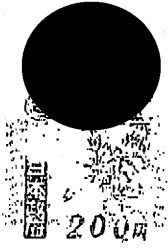
乙（旧）大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
おおいた維新の会（おおさか維新の会大分県総支部）
代表 河野正美

乙（新）大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号
おおいた維新の会（日本維新の会大分県総支部）
代表 河野正美

乙の連帯保証人

大分県佐伯市中村北町 5 番 10 号
桑原宏史

賃貸借契約書（店舗）



貸主 佐伯九石販売有限公司（以下「甲」という。）と借主 日本維新の会 大分県総支部 代表 桑原宏史（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書（1）に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1） 目的物件の表示

建 物	名 称	佐伯市中村南町給油所		
	所 在 地	(建物表示) [REDACTED]		
	(土地)	[REDACTED]		
	構 造	鉄骨造		
	種 類	事務所、給油所	新築年月	平成4年
	面 積	土地 662.19㎡ 建物 194.59㎡		
賃 貸 方 法		事業用賃貸借		
附 属 施 設		地下タンク、リフト		

頭書（2） 事業内容（具体的に記載すること）

事務所（日本維新の会 大分県総支部）

頭書（3） 契約期間

平成 25年 10月 27日 から 平成 28年 10月 26日まで（3年間）

頭書（4） 賃料等

賃 料	月 額 126,000 円 (内消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月 額 0円	家財保険料	円
敷 金	360,000 円			附属施設料	
保証金	0円	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵	事務所入り口		倉庫階段下	
	No 本数	[REDACTED] 2本	[REDACTED] 3本	外シャッター右	
	鍵	スタッフルーム廊下側		サービスルーム自動ドア	
	No 本数	[REDACTED] 3本	[REDACTED] 2本	防火戸	
賃料等の支払時期		翌月分を前月 末 日まで			
賃料等の支払方法	■振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 日本維新の会大分県総支部 代表 桑原宏史
	(自宅) TEL 0972-24-0002
	(勤め先) TEL 0972-22-3643 (会社名・部署名) 佐伯市議会
	(携帯) TEL [REDACTED]
連帯保証人の連絡先も緊急連絡先に含まれます。	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 佐伯九石販売有限会社 代表取締役 稲生八千代
	住所 佐伯市新女島6805番地

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

25年 10月 26日

甲・貸主	氏名 佐伯市新女島6805の1 佐伯九石販売有限会社	TEL 0972(24) 3313
	住所 代表取締役 稲生八千代	
乙・借主	氏名 日本維新の会大分県総支部 代表 桑原宏史	[REDACTED]
	住所 〒876-0856 大分県佐伯市中村北町5番10号	
連帯保証人	氏名 桑原宏史	TEL 0972-24-0002
	住所 〒876-0856 大分県佐伯市中村北町5番10号	
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。	

賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主佐伯九石販売(有) (以下「甲」という。)と借主日本維新の会大分県総支部 桑原宏史 (以下「乙」という。)は、甲所有にかかる頭書(1)記載の土地建物(以下「本件施設」という。)の賃貸借契約を次のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 本契約に定める賃貸借の期間は契約締結の日から3年間とします。
但し、期間満了前6ヶ月ないし1年以内に、甲乙いずれかがこの契約の終了または変更につき文書による通知をしない場合は、期間を1年間として同一条件にて更新されるものとし、その後も同様とします。
契約期間は契約期間満了時に甲乙双方合意の上更新、延長することができる。
ただし、契約期間満了時の更新、延長をしない場合の正当な事由は必要としない。

(賃料)

第3条 月額126,000円とします。但し、事情の変更(施設の改良を含む)により、金額を変更する必要がある時は甲乙誠意を持って協議し増減変更することができる。
1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(支払方法)

第4条 乙は甲に対し、翌月分の賃料を当月末日までに甲の指定する口座に振込みにて支払うものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課及び火災保険料を負担するものとする。
2 区費は乙の負担とする。
3 本件施設の改造は乙の負担にて行うものとします。但し、甲の都合により行うものは除きます。
ただし、明け渡し時の買い取り請求はできない。
4 前号の場合を除き通常の維持補修費、及び施設運営に要する諸費用は原則として乙の負担とする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、360,000円を敷金として甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
6 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

7 本条4項の例外とし、乙は本物件の全部又は一部につき、桑原宏史氏(商号)に
会派に転貸できるものとする。(平成27年()月()日追加)

- 一 鉄砲、刀剣類を製造又は保管すること。
- 二 騒音等の迷惑行為を行うこと。
- 三 本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
- 四 暴力団員に本物件を使用させること

（乙の管理義務）

第8条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件施設を管理し、甲の要求があるときは管理に関する必要な事項を報告するものとします。

- 2 乙は本件施設が滅失または毀損し、またはそのおそれが生じた時には、直ちに甲に通知するものとします。
- 3 甲は必要有りと認める時は何時でも本件施設を調べるができるものとする。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用ししなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本件施設を日本維新の会大分県総本部事務所以外の用に供したとき。
 - 二 第7条から8条までの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき
 - 五 乙らが第8条第6項第3号又は第4号の規定に違反したとき
 - 六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第10条 乙は、甲に対して6ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から6ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して6ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第11条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

但し、乙が甲の承諾を得て造作、設置した施設設備については、原則として原状回復義務はないものとし、乙は甲に対して明渡し時の買取請求をしないものとする。

ただし、乙が甲の承諾を得て造作、設置した施設設備であっても甲が承諾の条件として明渡し時の原状回復を要求した場合は本物件明け渡し時に原状回復の義務を負う。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第12条 甲は本件施設の瑕疵により生じた損害はいかなる場合においてもその責を負わないものとする。

(物件の損傷)

第13条 乙は本物件が損傷した時は、不可抗力である場合を除き、甲に対して賠償の責任を負い、甲の選択に従って現状に回復するか、またはその損害金を支払わなければならない。

(第三者加害)

第14条 乙の本件施設の使用に伴い、第三者との間に紛争を生じた時、乙は直ちに甲に報告し、その負担と責任においてこれを解決し一切甲に迷惑を及ぼさないものとします。但し、不可抗力によるものについては甲乙協議の上、その負担を決めるものとします。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第16条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第19条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する佐伯地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第20条 敷地内の甲が設置、設備した施設、設備類は、乙はこれを使用できるものとする。ただし、これらの施設、設備類は現状有姿にて乙の使用を認めるものとする。

- 2 甲が設置している建物、地下タンク等の設備について甲は修理、管理義務は原則として負わない。ただし、地下タンクの老朽化に伴う撤去又は修繕、取り換え工事の際は、甲は工事日程をあらかじめ乙に通知し双方協議の上工事日時を決定する。尚、工事費用は甲の負担とし、工事により生じた乙の損害がある場合でもその費用の請求や賃料の減額は行わない。
- 2 上記1の施設、設備類は、貸主の同意を条件として借主が改造、増改築できるものとする。ただし、このことによって固定資産税等の金銭的負担が増加した場合、その増加分は借主が負担する。
- 4 本契約締結時より3年に満たない時期に、契約の解除または借主の申し出により解約する場合、本契約締結時に差し入れた敷金の全額を貸主に支払うことで合意した。
- 5 賃料の消費税相当額は、消費税率の改定があった場合その過不足を補うものとする。

第21条 (賃料の変更)

平成26年4月支払い分より月額129,600円とする。

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥1,848-	内
		消費税等

租 ガス料金 4月分案分として

2019年 4 月 29 日
 上記の金額正に領収いたしました

おおいた維新の会
 〒876-0854 大分県佐伯市中
 TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

ガス料金
4月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額 **¥3,935-** 内 消費税等

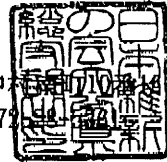
但 水道料金 4月分案分として

2019年 4 月 29 日

おおいた維新の会

〒876-0854 大分県佐伯市中橋町10番4号

上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

水道料金
4月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号

5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥4,200-	内
		消費税等

但コピー機リース料 4月分案分として

2019年 4月 29日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中
上記の金額正に領収いたしました	TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

コピー機リース料
4月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

も

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

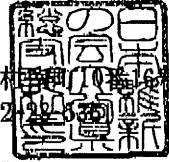
おおいた維新の会 会派 様

金 額	¥4,200-	内
		消費税等

但 電話代 4月分案分として

2019年 4 月 29 日
 上記の金額正に領収いたしました

おおいた維新の会
 〒876-0854 大分県佐伯市中村等町10番16号
 TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361



事業名、用途及び内容等

電話代
4月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

No. _____

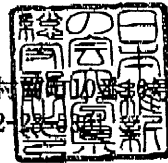
おおいた維新の会 会派 様

金 額	内
¥62,640-	消費税等

但 事務所家賃案分として

2019年 4 月 29 日
 上記の金額正に領収いたしました

おおいた維新の会
 〒876-0854 大分県佐伯市中村
 TEL0972-28-5360 FAX0972-



事業名、使途及び内容等

事務所家賃料 4月分案分として

4月29日までの日割計算 64,800円 × (29/30) = 62,640円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円